

令和3年6月24日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会  
( 公 印 省 略 )

令和3年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

この度、標記に関し、厚生労働省賃金福祉統計官より、本会会長宛てに、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

政 統 賃 発 0622 第 1 号  
令 和 3 年 6 月 2 2 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省賃金福祉統計官  
(政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長)



令和3年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和23年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添1「調査計画」及び別添2「調査票」に基づき、令和3年6月分の賃金等について調査することとしております。参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、原稿を用意いたしましたので、貴団体の広報誌・メールマガジン等で広報文の掲載をお願いできれば幸いです。

昨年から引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による賃金の実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割となっています。つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別の御配慮をお願い申し上げます。

\* 賃金構造基本調査の内容、記入方法などについてはホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

賃金構造 事業所

検索

【担当】

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策担当）付  
参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 中川 柴野 海老沼  
電話番号：03-5253-1111（内線 7658,7659）  
メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

## 調査計画

### 1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

### 2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国（ただし、別表の1に掲げる地域を除く。）

#### (2) 属性的範囲

##### ア 事業所

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

##### イ 労働者

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 数

##### ア 事業所

約8万事業所（母集団約150万事業所）

##### イ 労働者

約170万人（母集団約4300万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

#### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 労働者

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所に係る事項

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数

イ 労働者に係る事項

- ① 性
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ④ 最終学歴（常用労働者に限る。）
- ⑤ 新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。）
- ⑥ 年齢
- ⑦ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑧ 役職（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であつて、別表の2に掲げる役職のものに限る。）
- ⑨ 職種
- ⑩ 経験年数（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑪ 実労働日数
- ⑫ 所定内実労働時間数
- ⑬ 超過実労働時間数
- ⑭ きまつて支給する現金給与額
- ⑮ 超過労働給与額
- ⑯ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）
- ⑰ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。）及び別表第2の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等

の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、イの⑪ 実労働日数、⑫ 所定内実労働時間数、⑬ 超過実労働時間数、⑭ きまって支給する現金給与額及び⑮ 超過労働給与額については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑯ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 - 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 - 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 - 都道府県労働局 - (労働基準監督署) - (調査員・職員) - 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 - 報告者

(2) 調査方法

(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他(職員))

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の収集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

イ 調査票の配布及び回収

調査票の配布は、一括調査企業にあつては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所にあつては厚生労働省から、それぞれ報告義務者あて調査票を郵送することにより行う。

調査票の回収は、次の①から③の提出方法のうち報告義務者が選択した方法により行う。この場合、調査票の提出先及び審査を行う機関は、それぞれ下表の区分のとおりとする。

①記入済み調査票を郵送する方式

②インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式（光ディスクについては、調査事業所の名称（一括調査企業にあつては一括調査企業の名称）等必要な事項を記載した書面を貼り付けることとする。）

区分	提出方法	提出先	審査を行う機関
一括調査企業※1	①記入済み調査票を郵送する方式	民間事業者	民間事業者
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	民間事業者
	③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	民間事業者	民間事業者
一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所	①記入済み調査票を郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	都道府県労働局長※2
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	厚生労働大臣（民間事業者に委託して行うことができる。）
	③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	厚生労働大臣（民間事業者に委託して行うことができる。）

※1 一括調査企業の報告義務者は、傘下の調査事業所に係る全ての調査票に記入する。

※2 労働基準監督署長あてに提出された調査票については、労働基準監督署長が審査・取りまとめ後都道府県労働局長に提出することとし、都道府県労働局長はこれを審査する。

ただし、調査票又は光ディスクの内容審査を厚生労働大臣以外の機関が行う場合は、各機関は厚生労働大臣の定める期限までに内容審査が完了した調査票又は光ディスクを取りまとめ、厚生労働大臣に提出することとし、厚生労働大臣はこれを審査する。

また、調査票の回収は、原則として上記方法により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統

計調査員が調査票を取集するものとする。

#### ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 7 報告を求める期間

#### (1) 調査の周期

1年

#### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31日までに提出する（提出先は6（2）イのとおり。）。

### 8 集計事項

別紙「賃金構造基本統計調査 集計事項」を参照

### 9 調査結果の公表の方法及び期日

#### (1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

#### (2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

### 10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。また、職種別表章においては、日本標準職業分類に基づき設定した別表の3に掲げる職種区分を使用する。

### 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票又は光ディスクの内容	調査実施年の6月30日から2年間	厚生労働省賃金福祉統計官
調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）



別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

管理的職業従事者 研究者 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者 他に分類されない技術者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師
--

助産師  
看護師  
准看護師  
診療放射線技師  
臨床検査技師  
理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士  
歯科衛生士  
歯科技工士  
栄養士  
その他の保健医療従事者  
保育士  
介護支援専門員（ケアマネージャー）  
その他の社会福祉専門職業従事者  
法務従事者  
公認会計士，税理士  
その他の経営・金融・保険専門職業従事者  
幼稚園教員，保育教諭  
小・中学校教員  
高等学校教員  
大学教授（高専含む）  
大学准教授（高専含む）  
大学講師・助教（高専含む）  
その他の教員  
宗教家  
著述家，記者，編集者  
美術家，写真家，映像撮影者  
デザイナー  
音楽家，舞台芸術家  
個人教師  
他に分類されない専門的職業従事者  
庶務・人事事務員  
企画事務員  
受付・案内事務員  
秘書  
電話応接事務員  
総合事務員  
その他の一般事務従事者  
会計事務従事者  
生産関連事務従事者  
営業・販売事務従事者  
外勤事務従事者  
運輸・郵便事務従事者  
事務用機器操作員

販売店員  
その他の商品販売従事者  
販売類似職業従事者  
自動車営業職業従事者  
機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）  
金融営業職業従事者  
保険営業職業従事者  
その他の営業職業従事者  
介護職員（医療・福祉施設等）  
訪問介護従事者  
看護助手  
その他の保健医療サービス職業従事者  
理容・美容師  
美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）  
クリーニング職、洗張職  
飲食物調理従事者  
飲食物給仕従事者  
航空機客室乗務員  
身の回り世話従事者  
娯楽場等接客員  
居住施設・ビル等管理人  
その他のサービス職業従事者  
警備員  
その他の保安職業従事者  
農林漁業従事者  
製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者  
鋳物製造・鍛造従事者  
金属工作機械作業従事者  
金属プレス従事者  
鉄工、製缶従事者  
板金従事者  
金属彫刻・表面処理従事者  
金属溶接・溶断従事者  
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）  
化学製品製造従事者  
窯業・土石製品製造従事者  
食料品・飲料・たばこ製造従事者  
紡織・衣服・繊維製品製造従事者  
木・紙製品製造従事者  
印刷・製本従事者  
ゴム・プラスチック製品製造従事者  
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）  
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

電気機械器具組立従事者  
自動車組立従事者  
その他の機械組立従事者  
はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者  
自動車整備・修理従事者  
その他の機械整備・修理従事者  
製品検査従事者（金属製品）  
製品検査従事者（金属製品を除く）  
機械検査従事者  
画工、塗装・看板制作従事者  
製図その他生産関連・生産類似作業従事者  
鉄道運転従事者  
バス運転者  
タクシー運転者  
乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）  
営業用大型貨物自動車運転者  
営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）  
自家用貨物自動車運転者  
その他の自動車運転従事者  
航空機操縦士  
車掌  
他に分類されない輸送従事者  
発電員、変電員  
クレーン・ウインチ運転従事者  
建設・さく井機械運転従事者  
その他の定置・建設機械運転従事者  
建設躯体工事従事者  
大工  
配管従事者  
その他の建設従事者  
電気工事従事者  
土木従事者、鉄道線路工事従事者  
ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者  
船内・沿岸荷役従事者  
その他の運搬従事者  
ビル・建物清掃員  
清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者  
包装従事者  
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

